

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会規程

制定 平成28年3月7日

改正 平成28年5月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター規程第12条第2項の規定に基づき、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育実践総合センター（以下「センター」という。）の次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営の基本方針に関すること。
- (2) センター予算に関すること。
- (3) センター諸規程に関すること。
- (4) その他、センター運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター専任の教授及び准教授
 - (3) 大学院総合研究部教育学域（学内共同教育研究施設等の教員は除く。）の教員若干人
 - (4) 附属学校長から1名
 - (5) 各附属学校の教員 若干人
 - (6) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員は、学域長が任命する。
- 3 第1項第5号の委員は、各附属学校の長の推薦に基づき、学域長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教育学域支援課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、大学院総合研究部教育学域運営会議の議を経なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に委員である者の任期は、従前の任期を引き継ぐものとする。
- 3 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会内規(平成27年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。